

岡崎アスリート支援金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、国際大会や全国大会へ出場する（または出場した）者に対し、大会での活躍を称えるとともに、本市のスポーツ振興及び競技者の継続的な意欲向上を図るため、岡崎市アスリート支援金（以下、「支援金」）について必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 市内在住（住所を有する）、在勤、在学、市内指定障がい者支援施設等に入所する者で、次の各号に該当する者を交付対象者とする。

- (1) 次条に定める大会に出場する者または出場した者
- (2) 次条に定める大会の要項に記載のある役職者（監督、コーチ等）で、当該大会に役職者として出場する者または出場した者

(対象大会)

第3条 交付対象となる大会は、次の各項に定めるものとする。

2 全国大会とは、以下の大会をいう。

- (1) 国及び全国を統括するスポーツ団体並びに公益財団法人日本スポーツ協会、同協会加盟中央競技団体が主催する大会
- (2) 国及び公益財団法人日本障害者スポーツ協会並びに日本パラリンピック委員会（JPC）加盟競技団体が主催する大会
- (3) その他市長が認めた大会

3 国際大会とは、以下の大会をいう。

- (1) オリンピック・パラリンピック・デフリンピック・スペシャルオリンピックス
- (2) アジア競技大会・アジアパラ競技大会
- (3) 国、日本オリンピック委員会（JOC）及び公益財団法人日本スポーツ協会加盟中央競技団体が選手を派遣する世界選手権大会
- (4) 国、日本パラリンピック委員会（JPC）及び公益財団法人日本障害者スポーツ協会が選手を派遣する世界選手権大会
- (5) ユニバーシアード世界大会
- (6) 世界を統括する団体が主催する大会または同等の大会
- (7) その他市長が認めた大会

(交付金額)

第4条 交付金額は、別表（1）（2）のとおりとし、各個人及びチームが1年に複数の交付対象となる全国大会等に出場する場合には、その都度申請できるものとする。

(適用除外)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金を交付しない。

- (1) 予選会、記録会又は選考会等を経ずに出場した場合

- (2) 親善大会及び交流大会へ出場した場合（ただし、予選会、記録会又は選考会等を経て出場した場合はこの限りでない。）
- (3) ツアー及びリーグ戦等同一大会内において重複申請をした場合
- (4) 公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する大会、または当該大会について、岡崎市から補助金、賞賜金を受けている場合

（申 請）

第6条 支援金の交付を受けようとする選手個人及び団体の代表者（以下、「申請者」）は、対象大会開催日の30日前から対象大会最終日の30日後までの期間に「岡崎アスリート支援金申請書」（別記様式）を次に掲げる書類を添えて市長へ申請しなければならない。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 対象大会の開催要項
- (2) 出場を証明できるもの（対象大会の結果が記載された書類または大会プログラムなど）
- (3) 第8条の結果報告書（対象大会終了後に申請した者のみ）

2 申請は、出場した者が個人の場合は本人が、チームの場合は代表者が行うものとする。ただし、出場した者が未成年の場合は、保護者又は所属チームの責任者とする。また、県選抜等で臨時的なチームで出場した全国大会等については、チームメイトであっても原則それぞれ個別での申請とし、チームメイトで複数申請する際は、臨時チームの監督等責任者が申請を行い、その者が受取る場合に限り申請可能とする。

（受 領）

第7条 支援金の受領は、原則、申請者または出場する選手等が行うものとする。申請者または出場する選手等以外の者が支援金を受領する場合は、委任状（別記様式）を提出するものとする。ただし、出場する選手等が未成年者である場合は、保護者またはチームの監督等責任者が行うものとし、その場合の委任状は不要とする。

（結果報告）

第8条 対象大会開催前に支援金の交付を受けた者は、大会終了後速やかに結果報告書（別記様式）を市長へ提出しなければならない。

（返 還）

第9条 支援金を交付後、大会が中止になった場合及び大会を欠場する等交付する要件に該当しないことが確認された者については、支援金を返還させることができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日より施行する。

別表（第4条関係）

(1) 健常者

対 象		金 額
オリンピック サッカーワールドカップ ラグビーワールドカップ		1人 50,000円
アジア競技大会 各競技別世界選手権大会又はこれに準ずる大会 (ジュニア大会等は除く)		1人 30,000円
上記大会を除く国際大会 (予選会・記録会のある交流大会等を含む)	個人	10,000円
	団体	10,000円×人数分
全 国 大 会 (予選会・記録会のある交流大会等を含む)	個人	5,000円
	団体	5,000円×人数分

(2) 障がい者

対 象		金 額
パラリンピック デフリンピック スペシャルオリンピックス		1人 50,000円
アジアパラ競技大会 各競技別世界選手権大会及びこれに準ずる大会 (ジュニア大会等は除く)		1人 30,000円
上記大会を除く国際大会 (予選会・記録会のある交流大会等を含む)	個人	10,000円
	団体	10,000円×人数分
全 国 大 会 (予選会・記録会のある交流大会等を含む)	個人	5,000円
	団体	5,000円×人数分